第6回富士市まちづくり活動推進条例検討会議 議事録

日時:平成26年12月5日(金)19:00~21:00

場所:市庁舎8階 政策会議室

◎出席者(敬称略)

委員長:日詰一幸(静岡大学教授)

副 委 員 長 : 小出 禮節(富士市町内会連合会会長代理)

委 員:齋藤 立己(富士市生涯学習推進会連合会会長)

松本 玲子(富士市社会福祉協議会会長)

望月 恵子(東部ブロック代表) 松野 俊一(南部ブロック代表) 西森 共二(西部ブロック代表) 加藤 崧(北西部ブロック代表)

明石 武彦(一般公募委員) 佐久間 恵(一般公募委員)

今村 優子 (一般公募委員) 欠席:石川 計臣(北部ブロック代表)

オブザーバー : 加納 孝則(市民部長) 事 務 局 : まちづくり課 7名

- 1 開会
- 2 市民憲章唱和
- 3 委員長挨拶
- 4 議事(進行:日詰委員長)
 - (1) 項目5:まちづくり協議会の設置

(委員長)

前回に続きまして、項目ごとの検討を進めさせていただきたいと思います。前回皆さんにご意見をいただいた項目の内容について、事務局の方で皆さんの意見を集約したものをまとめていただいていますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料の説明

(委員長)

ただいま事務局の方から、9番目の項目であった「まちづくり協議会の位置づけ」を5番目に移動して、「位置づけ」を「設置」に変更するというご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

(H 委員)

「位置づけ」を「設置」に変えるということですが、「位置づけ」と「設置」では言葉の意味が違うと思うんですが、どういう点が「位置づけ」では不適切とお考えになったのかを伺えますか。

(事務局)

条文案が、「まちづくり協議会を置く」となっていますので、それに合わせて「まちづくり協議会の設置」と 修正させていただきました。

(H 委員)

「位置づけ」の方が私はいいと思います。

(事務局)

「位置づけ」と言うと意味が広くなってしまい、8項目めの「まちづくり協議会の役割」の部分が入り込んでしまうような意味合いに捉われないかという考え、差異をしっかりつけることにしました。まずは、まちづくり協議会を「置く」という意味で「設置」とし、どんなことをやるのだということで「役割」とし、「設置」と「役割」で明確に分けさせていただきました。

(A 委員)

意味が広くなってしまうとおっしゃいましたが、ここは広い方がいいのではないでしょうか。「設置」と言うと、作る段階はいいですが、何十年も続いた場合に、「設置」という言葉でいいのかと思います。

(市民部長)

条文の案をたたいていただいて、その結果「設置」がいいのか「位置づけ」がいいのか決めていただいた方が 良いかと思われます。

(委員長)

条文案に規定された形で、タイトルを「位置づけ」から「設置」に変えたいという形になったのかと思います。 条文案の設置の規定が薄まってくれば、むしろ「位置づけ」の方がいいのかもしれません。条文案が頭にあった から、タイトルも「設置」にしたいというのが事務局のご提案と受け止めました。では、タイトルを「設置」に するのか「位置づけ」にするのかは保留にしまして、条文案を検討するときに、タイトルも検討したいと思いま す。よろしいでしょうか。

(全員)

異議なし

(委員長)

それでは、早速ですが、資料ナンバー2の「まちづくり協議会の設置」ないしは「位置づけ」についてご説明をお願いします。

(事務局)

~資料の説明~

(委員長)

今の案につきまして、皆さんからご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

(C 委員)

嬉野市と松山市の条文では、政治的なことと宗教的なことは、団体として参加させないとあります。そこを謳っておいた方がいいのか、謳わなくても常識的に分かるということで済ますのか、ということが気にかかりました。

(委員長)

嬉野市とか松山市は、「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする」というような、宗教的な要項を入れ込んで、まちづくり協議会の構成団体としてはそういうような性格というのを排除していくという、要するに憲法に規定されているような個人の信条・主義・主張というものが守られるように、特定の方だけが利益や供与を受けることの無いようにしていこうという配慮だと思います。そういう宗教条項についてはどうでしょうか。例えば、各地区で、宗教的な行事についてどういう風に扱っているのでしょうか。

(副委員長)

まちづくり協議会がこういう活動をするということで、その場合は認定しないということです。こういう形の協議会というのはありえないと思います。もしあるとすれば、たぶん皆さんから排除されてしまい、協議会そのものが成立しなくなってくると思います。

(G 委員)

前段で、「市民等により自主的に組織された団体」と記載されていますので、これで読み取れるのではないか と思います。

(委員長)

C委員が危惧されるケースとしてはどういうことが想定されますか。

(C 委員)

宗教的なことは分かりませんが、例えば選挙活動が始まった場合に、候補者がまちづくりセンターに人を集めて講演会のようなものをすることは許されるのでしょうか。

(事務局)

個人演説会という形で、告示後には認められております。

(G 委員)

公職選挙法で定められていますよね。

(事務局)

そうです。

(委員長)

コミュニティ単位で、候補者に公開演説会をしてもらい、地域の人に聞いてもらう、ということはやります。 そういうことは地区でやってもいいという気はします。

(A 委員)

宗教が関係した活動でも、地域にとってありがたい活動はあります。なまじ文章にしてしまうと、上手にやってくれているものまで排除することになってしまう気がします。選挙で難しいのは、自分たちの地域からあの方を出そうといった場合の選挙方法と、地域とは関係ない人の場合では変わってくるので、文書化すると難しくなると思います。

(委員長)

住民自治の原則からして、そのあたりの判断はまちづくり協議会が自分たちで判断して対応した方がいいということですね。

(A 委員)

変な団体をシャットアウトできるような文章も必要と思います。

(委員長)

NPO法が成立するときに、その経緯を見ていました。特定非営利活動促進法という法律があって、そのもとにNPO法人が作られています。政治的な活動、要するに選挙運動をする団体はNPO法人としては認めません。それから宗教的な勧誘活動をする団体はNPO法人として認めません。もちろん暴力団も認めません。そういった条項が定められています。それ以外の団体については、変な活動をした時には市民社会が監視して駆逐していきますという精神のもとに作られています。ですから、こちらの方も、構成メンバーの判断をするのはまちづくり協議会そのものであって、例えば他のまちづくり協議会とこちらのまちづくり協議会が違う構成メンバーでもいいわけです。自分たちの地区にとって大事な人をまちづくり協議会のメンバーとして加えていただくということが、自発的あるいは自立的にできるというような形でいいのかと思います。これはどうでしょうか。いろいろ制約を作ってしまうと、そこに該当する人たちが全部入ってしまいます。

(F 委員)

私の地区では6町内会が法人格を持った認可地縁団体になりました。その規約の中に、特定の政党のために公会堂を貸してはいけないという項目があります。これは行政の指導の下に作っている規約です。まちづくりセンターの条例を全て読んではいませんが、ここではいいけど、ここではだめとなると、いまひとつだなという感じがします。

(委員長)

条文案の第2項の第2号に、「まちづくり協議会を民主的に運営するために必要な事項が、規約等に定められていること」と書いてあるので、規約を作るのも皆さんだと思います。その時になにかガイドラインみたいなものを出しますか。

(事務局)

補足させてください。嬉野市や松山市については、あくまで「認定」ということが前提になっています。市の方で財政的な支援をするにあたって、条件を付けて認定をした組織を対象とするということが前提にあります。富士市の場合は、認定というよりも、地域で立ち上がったものをまちづくりの窓口として位置づけますということなので、条件を出して認定するというケースと、地区で作っていただいたものを位置づけるというところの差があります。認可地縁団体についても、区域や会員のことであるとか、政治や宗教のことなどの条件を出して認定するというのが前提にあります。そういった、「条件を課す」という事について、今回は検討項目に入っていません。

また、まちづくりセンターも当然のことながら政治的活動の拠点としての活用は拒んでおります。ただ、告示後については演説会の会場として認めているということです。

(委員長)

嬉野市と松山市の条文は、市がまちづくり協議会あるいはコミュニティ運営協議会と言われているようなものを認定するから、このような条件を付けていて、この条件に合わないと認定できないということになっているわけですね。

(副委員長)

しかもまちづくり協議会がそういう活動をするということですよね。参加している個人が、宗教活動をやろうと、政治活動をやろうと、それは別の話です。まちづくり協議会がそういう活動になったときには認定しないという言い方をしています。富士市の案における「用語の定義」のところでも、「市民等」の中で、特別にその辺の問題は論議しなかったですよね。全ての住民については、門戸を開放して、参加できるようにしますという方法をとっています。法人についてもそうです。

(H 委員)

1項の「地区における住民自治を総合的に担い」というのは具体的に何を示すのでしょうか。また、これは無くてはならないのでしょうか。それから、文章の初めの「各地区に」は、最後の「まちづくり協議会を置く」の前に入れた方がすっきりするのではないかと思いました。

(委員長)

では仮にその文言を抜くとしたら、「地区まちづくり活動を推進する、市民等により自主的に組織された団体として、各地区にまちづくり協議会を置く」、という感じですね。

(F委員)

これを一目見て、私は違和感を持っています。今ある組織、今ある団体を、とりあえずまとめましょう、協力したり協力されたりの関係をもって、スタートしましょうと言って、まちづくり協議会をスタートしましたので、統治しているわけではないんです。まちづくり協議会としては今ガバナンスがないんです。市民に拍手をされて総会で決まった町内会連合会が、全てのガバナンスを抱えています。そこからお金をいただいて、細々と協議会をやっているわけです。これでいくと、まちづくり協議会が矢面に立ってしまうことになります。誰もいないからやってくれと言われて、私はまちづくり協議会の会長をやっています。総会で手をたたかれて、市民の承認を得てやっている立場ではないんです。ということからいくと、統治という言葉が出てきますと、私には違和感があります。将来はこうあるべきだと私も思いますが、今の現実とはとても離れているなと思っています。しかも、まちづくり協議会は動き始めましたが、実際に動かしているのは、その下にあるそれぞれの活動部門が動かしていて、その活動の成果をみんなで享受しているだけです。スタートだから仕方がないということであればそうな

のですが、基本的に今はそうなっていないので、何年後かにはこれを変えなければならない、ということになる と思います。

それから、まちづくり協議会の部門として活動している団体は、それぞれの規約を持って、その規約で運営しています。まちづくり協議会の規約では運営していないです。ですから、脱線しないように、大括りの規約で今スタートしています。そういうことからいくと、この条例が制定を目指す平成 28 年から、このように決められていくのであれば素直だと思いますが、現実には難しいと思います。その間にまちづくり協議会の会長や副会長が全て変わり、ゼロに戻ってしまうかもしれない、という環境であるわけです。まちづくり協議会のルールは任期2年ですが、そこへ入ってきている方の団体の中の任期はみんな1年です。

(E 委員)

まちづくり協議会というのは名ばかりです。まちづくり協議会の組織作りはしました。ですが、今おっしゃったように、なり手が無いからということで、各団体の依頼を受けてやらざるを得なく、私も会長になりました。イベントにおいて主催はまちづくり協議会ということで名前は出ますが、実際に進めてくれるのは生涯学習推進会などです。会長は1期2年なので、途中で辞めると他の方に迷惑をかけてしまうので、もう1年やるというのは腹に決めています。ですが、生涯学習推進会や区長会はみんな1年で交代になっています。「住民自治を総合的に担い」というのにはギャップを感じます。極端なことを言えば、「まちづくり協議会」と言っても、会長が1人しかいない組織です。副会長は各団体の会長です。

(F委員)

この条文が、すごく独創的で、現実離れしています。

(A 委員)

「市民等により自主的に組織された団体」となっていますが、団体が集合してできたのが協議会ですから、目的団体が集まってまちづくり協議会を作るというような内容にしていかないと、それが本来の姿だと思います。ですが、その先には、住民が中心ですから、長く続く条例にするには必要かと思います。

(F 委員)

必要だとは思いますが、今この言葉を入れると大変なことになると思います。

(副委員長)

それぞれの地域で、新しいまちづくり協議会を作るときに、いろいろな問題点があったことは承知しています。 人選についてもいろいろ問題があって、苦労されているという話は分かっています。ただ、生涯学習推進会がやっている運動会を、まちづくり協議会の冠をつけてやることは、私の地区ではやっていません。それは生涯学習推進会の活動としてやっています。まちづくり協議会の活動については、まちづくり協議会の規約に基づいて、各部門が事業計画を立てながらやっています。この総会を開くにあたっても、総会の中で私は協議会長に選ばれています。こういう所はかなりたくさんあります。ただ地域によってはいろいろと、まちづくり推進会からまちづくり協議会に移行するときの軋轢などがいろいろあって、スムーズにいかない部分があるというのは聞いていますが、基本的にはそれぞれのまちづくり協議会が民主的に自主的に定められてきていると私は思っています。部分的にはいろいろありますよ。なかなかトップを選ぶのが大変だとか、区長会長にお願いしたとか、OBにお願いしたとか、いろいろありますけど、最終的には総会で皆さんの了解を得ながら決めていただいているというのが実態だと思います。ですので、もう少しまちづくり協議会が進んでいくと、既存の団体とまちづくり協議会との役割分担と言いますか、事業の内容とかは、自ずと分離されてくると思います。

(委員長)

先にルールが無い中でまちづくり協議会ができているという現状は私も理解しています。先に条例的なものを作って、その基に団体を作っていくというやり方もあれば、ある程度の形を作っておいて、理想のものに近づけていくというやり方と両方あると思います。

例えば、明治の日本国家ができて、本来ならば基本法である憲法を作らなければならなかったのですが、日本

は最初に内閣を作ってしまいました。本来ならば、憲法の規定の中に、統治機構はどうあるべきかということを盛り込まなければならなかったはずなのに、憲法の前に内閣が先にできてしまったのです。それで国を動かし始めてしまいました。ですから、憲法が動き出すときと、内閣ができて国が動かされていくときとの間には時間のギャップがあるわけです。それを、憲法が作られたのでその中に入れていくというやり方を日本はとってきました。今、富士市がやろうとしていることは、明治の日本国家がやったようなことです。明治の憲法に相当するのが条例という受け止め方をして、まず地区のことは自分たちで始めてみようという考え方で始まったのだろうなと思っています。皆さんの努力によってより良いものにしていこうということで考えてみていただき、どういう文言になるかという観点で見ていただけるとありがたいです。

(E 委員)

僕らはどうしても、今地区を運営している現実的な話が前に出てしまいまです。地区を回していくためにどういう風にしたらいいかということになると、結果的にはまちづくり協議会という名のもとに他の団体が動かして地区というものは成り立っています。あの時に作っておけば良かったとならないように、ある時点でこういったものを作り上げておくということは必要だとは思っています。ただ、現実にやっていることの捉え方は感じ取っていただきたいと思います。

(F 委員)

私どものところの事業は、町内会連合会の承認が無ければできないというルールになっています。新しいことをやるには、町内会連合会で承認してもらわないと、まちづくり協議会ではできないので、統治はしていないです。ですから、この表現にすごく違和感を覚えています。

もう一つは、条例というのはそんなに頻繁に変えていくものではなくて、一度決めたら変えられないものです。 (委員長)

そんなこともないですけどね。

(F委員)

任意団体の規約のように、総会で規約変更をやります。みなさん手を上げてくださいと決めるものではないで すよね。

(委員長)

議会を通さないといけませんからね。

(下禾昌)

そういう意味で、今しっかりこの辺をつめておかないと行き詰ってしまうことがありえます。

(委員長)

では、そういう観点で、皆様の気持ちをくんだ上で、「地区における住民自治を総合的に担い」という文言を 入れる方がいいのか、そうでない方がいいのか、その辺りはどうでしょうか。

(G 委員)

「位置付け」ということであればこの言葉は必要だと思います。「設置」に変えるのであれば、いらないと思います。

それから、第2項の中の、「要件をすべて満たすよう努めるものとする」という表現に違和感があります。「すべてを満たす」というのと「努める」というのが結びつかないかと思います。

(委員長)

ではなにか対案はありますか。

(G 委員)

義務規定ではなく努力規定ですよね。「すべて」を取って、「満たすように努める」がいいかと思います。

それから (1) の「大多数で構成された団体」の「大多数」はどういうことを言うのでしょうか。私は保護司をやっていますが、保護司は地区に $2\sim3$ 人しかいませんので、ここで言う「大多数で構成された団体」には属

さないのではないのかなと考えます。

それから(3)では「まちづくり協議会の役員が」となっていますが、「役員が」という表現がどうなのかな と感じました。

それから(4)の「構成する市民等が」というところで、「まちづくり協議会を構成する市民等が」ということですね。さらに、「地区の将来像を共有し」、「まちづくり行動計画が策定されている」、すごく難しい表現が出てきていますが、ここに少し違和感があります。

(委員長)

では2項の第1号の「大多数」というのがどういうニュアンスでの提案なのか、事務局の方で説明していただけますか。

(事務局)

地区の人口規模によって大小ありますが、まちづくり協議会とは、そこにお住まいのすべての方が恩恵を受けられるような組織であるべきということを踏まえまして、個人の方であるとか団体の方であるとか、できる限り多くの方が参画するもとで民主的に物事が進められるという主旨を、何%とか数値的なものはなかなか理念条例の中で言えるようなものではありませんので、抽象的ですが「大多数」という表現を使って示させていただきました。

(G 委員)

ここのところに「大多数」と入れる必要があるのでしょうか。

(委員長)

他に違和感があるところはありますか。

(H 委員)

(3)「まちづくり協議会の役員が、その構成する市民等の意思に基づいて選出されていること」のところに、世代とか性別に偏りなく選出されていること、というのを入れた方がいいと思います。富士市男女共同参画条例に、「市内において、まちづくり、福祉、その他の地域における社会活動を行っている団体は、その運営又は活動に男女が平等に参画できる環境を整備するとともに、計画の立案及び決定に際しては、男女が互いに能力を発揮するよう努めるものとする」という項目があります。まちづくり協議会の意思決定の場にこういう言葉を入れないと、男女共同参画条例がまったく役に立たないように思います。せっかくまちづくり活動推進条例を作るなら、これを入れるべきかと思いますが、いかがでしょう。

(委員長)

意思決定のプロセスの中に、若い世代から全部入る、というのが理念的にはふさわしいと思います。しかし、 実態的には若い人たちの参加は非常に少なくて、そこのところを努力規定でどういった形で入れ込むのかという のはまた別の議論だと思います。性別的なところは、男女共同参画条例があるわけです。それを横断的に考えて いくというのは市の責務としては必要だと思いますね。

(D 委員)

役員のなり手がいなくて困っているのに、細かい条件をつけてしまうと、組織が動かなくなってしまいます。 自分で自分の首を絞めるみたいな形になりかねないです。考え方は分かりますし、そうなるようにみんな努力し ていると思います。それをあえて、条例にすることによって、それにとらわれて人選が進まなくなる可能性があ ります。

(A 委員)

生涯学習推進会の部員が4月で100人くらい交代しますが、今は女性の参加者が少ないので、できるだけ女性の協力をお願いしました。PTAは女性がすごく多いですね。そういった人たちがなぜ地域活動からいなくなってしまうのかと考えます。一社会に戻って、地区の中で出てきて下さいという時に、「お父さんが暇だから出てきてよ、私はうちで仕事がいろいろあるから」ということで多分女性が出てくる比率が減っているのではないかと

思います。役員の構成に必ず女性が何人かいないとならないということになると、多分成立しなくなってしまうだろうと思います。

(B委員)

役員になってくれる女性がいればいいのですが、現実的には少ないです。

(H 委員)

いないということは無いと思います。

(A 委員)

私の立場で人材の1本釣はできないのです。それぞれの地区の中から選ばれた方の中から選出する現状があります。

(H 委員)

それはやはり、例えばまちづくり協議会の役員というものは、ある程度のお年を召した男性というイメージがあるからそうなってしまうのだと思うのです。

(E 委員)

そうじゃないと思いますよ。

(C 委員)

私の地区の生涯学習推進会は女性が多いですよ。

(副委員長)

意見としては分かりますが、こういったまちづくり協議会の設置項目において、女性を入れなければならない、 入れるように努力しなければならないと入っていると違和感があります。

(H 委員)

女性を入れなければいけないということではなくで、「性別に偏らない」という表現を入れたいのです。できれば、「世代にも性別にも偏らない」といった表現を入れて欲しいです。

(副委員長)

役員という中には性別も全部入っていますよ。偏っているというのは結果として偏っているだけです。

(H 委員)

結果としてもなるべく偏らないように努力をするべきではないでしょうか。

(副委員長)

皆さん努力はしています。現実の世の中で、努力はしているけどうまくいかない部分というのがあるわけです。 それを条文の中に入れ込むということについては非常に違和感を覚えます。

(委員長)

地縁組織というのはこれまで男性、しかも一定程度のお年を召された方が多くて、結局その方々にお願いするしかないという地域の状況があるということだと思います。同世代の女性の方々がおられても、なかなか今までそこに入ってこない、あるいは入ってこられないような環境があったと思います。その部分をもう少し変えていく必要があるのではないかという問題提起が今のご意見だと思います。仮に、「すべて満たすように努めるものとする」という部分に、今のご意見の規定を入れ込むとすれば、まちづくり協議会そのものが成り立たないというのが先程のご意見ですよね。

(副委員長)

基本理念の中に「市民等が等しくまちづくりの担い手として、その活動に参画する権利を有するものとして推進する」と謳っています。ここにすべて入っているという考え方にして、各項目に女性の活動をどうするようにするといったことを入れる必要はないと私は解釈しています。

(H 委員)

女性を入れなくてはいけないというつもりはまったくないです。「性別に偏りが無いように」ということを是

非入れていただきたいです。

(事務局)

事務局の方でも、条文案を作るにあたり、性別とか世代とかの議論はいたしました。そもそもまちづくり協議会自体が、各団体が連携してやっていくという中で、役員については各団体から推薦をしていただくような形になっています。まちづくり協議会として女性の役員を探すのではなくて、まちづくり協議会を構成する組織に対して役員の選出を依頼して出していただくという形になっています。構成する団体に対して、男女共同参画条例の方で性別なり世代の規定がある中で、そこから出てくる方を役員としていますので、推薦する団体に対して、まちづくり協議会から、「女性を出してください」、「若い方を出してください」ということが言えるのか言えないのかというところです。事務局では、「大多数」ですとか「構成する市民等」といったちょっとおぼろげな表現を取らざるを得ないのかなということで、このような表現にさせていただきました。

(委員長)

地区にいろいろな団体があって、その代表の方によって構成されているというわけですよね。ですから役員会というのは、例えば生涯学習推進会が女性の方が代表になることもあるわけですね。

(E委員)

うちの地区の生涯学習推進会では、5つある部のうち2つは女性が部長として活躍してくれています。

(H 委員)

そういうことを私は申し上げたいのです。

(委員長)

要は、佐久間委員のご意見については、実は実態的には、地区でやってらっしゃるということですね。

(E 委員)

男女共同参画推進員ということで地区で推進する人がいて、依頼すればやってくれています。ここで性別や世代を謳ってしまうと細かな状況になってしまうので、ある程度の一定の文字が掲載されていれば、私はいいと思います。

ただ 2 点ほど、「要件をすべて満たす」というところで、世間的には「すべて」と言うと完璧化されてしまいます。「すべて」を外して「要件を満たす」とすればそれでいいと思います。

それから、「地区の市民等の大多数で構成され」は、「地区の市民等で構成され」でいいと思います。

(委員長)

では、皆さんのご意見としては、「要件をすべて満たすよう努めるものとする」は「すべて」を取り「要件を満たすよう努めるものとする」、「地区の市民等の大多数で構成された」は「大多数」を取り「地区の市民等で構成された」、そういうことでよろしいですか。

(全員)

異議なし

(委員長)

それでは、そういうことにしましょうか。

(副委員長)

先程 4 号のところで「まちづくり行動計画」の話が出ましたが、これは各地区のまちづくり協議会が現在 2 年かけて作成中です。すべての協議会に設置されるという前提で考えていいと思います。

(G 委員)

もしここを変えるとするならば、「まちづくり活動に関する計画が策定されている」という表現がいいのかな と考えました。まちづくり行動計画が策定されていないと、まちづくり協議会ではない、ということにつながり ますね。

(委員長)

ただ「要件を満たすように努めるもの」ですので、作ることが望ましいけれども、いろんな事情があって作れない場合もあるということも含んでいると思います。

(D 委員)

まちづくり行動計画は計画期間を5年として作りなさいというように指示されています。

(副委員長)

それでもう動いていますからね。

(D 委員)

検討は始まっています。

(G 委員)

そうするとこれは義務規定ですね。努力規定ではないですね。

(D 委員)

それをみんなで共有しましょうということになっています。

(委員長)

それで今動いているのでしたら、実態を表した方がいいですね。

(E 委員)

各団体と意見交換をしながら検討しています。

(委員長)

それでは、これは残した方がいいですね。

(G 委員)

分かりました。義務規定ですね。しっかりやっていかないといけませんね。

(委員長)

これはこのまま残すことにしましょう。

第1項のところの、「地区における住民自治を総合的に担い」という部分はどうしましょうか。

(E 委員)

この言葉がきついと思います。「地区における住民自治を総合的に担い」、こんなことを言ったら、住民が全部 背中合わせになります。統治下にあるような表現に感じます。総合的に住民自治を担うなんてことは考えていな いと思います。

(F委員)

今の実態では考えられないですね。

(E 委員)

こんな言葉は考えられないです。

(G 委員)

位置付けで議論するならこういう表現が出てくると思うのですが、設置であればこれはいらないと思います。 (委員長)

事務局どうですか。

(事務局)

まちづくり協議会の前段としてまちづくり推進会議というものがございまして、昭和 60 年代から、地区のいろんな団体が参画して、連絡調整をしながら事業を進めてきたという経過があります。その中で、行政懇談会と言いまして、各地区の様々な課題を集約して市の方に提言したり要望したりするような場も、まちづくり推進会議主催ということでこれまで脈々とやられてきた経過もあります。この取組の中で、皆さんで地区の課題を考え、自分たちでできないものは市に上げていこうという仕組みができていたと思います。これは住民自治の1つの形であり、条例の中で謳っていく必要があるのではないかと考えました。こういったことを総合的に役割を担って

いくのはこれからもまちづくり協議会で間違いないという確認と、今後の理想も含めまして、「地区における住 民自治を総合的に担い」という表現を入れさせていただいたところです。

(委員長)

事務局には事務局の考え方があるようです。これまでのまちづくり推進会議からの経緯を考えてみれば、住民 自治と言うか言わないかは別として、それに近いものは地区の方々に担ってきていただいているので、それを綺 麗な言葉にすれば「住民自治」という言葉になるということかと思います。

(F 季昌)

ともすると言葉が先行しがちです。条例に書いてあるじゃないかと言われたときに、言い訳が出来なくなります。

(副委員長)

ここのところで私が引っかかっているのは、住民自治を総合的にと言うと、町内会はどうなるかということです。住民自治の基本は町内会にあるという考え方を持っているわけです。そこのところのバッティングをどういうように解消するかという問題があります。

(西森委員)

市との直結的なものは区長会です。市と住民との接点としては、区長会のウェートが非常に高いです。区長会は敬老会などの行事を委託されてやります。区長には市の方から経費の補填が来ます。まちづくり協議会の会長や生涯学習推進会の会長には一切ありません。無報酬です。市の方で重要視しているのは区長会でしょうね。地域によっては町内会と表現しますね。

(A 委員)

地域自治の中で、地縁団体と言った場合は町内会です。行政との1番太いパイプ役は町内会です。その中で「総合的に担い」とするとおかしくなってきますね。

(委員長)

ここは重要な点で、富士市ではこれまで町内会というのが住民自治を担う 1 番元の組織だということですね。 その町内会を含めて、地区にある生涯学習推進会、福祉推進会、区長会などの総合的な組織としてまちづくり協議会というのは存在するわけです。それでは、その部分はどういう風に表現すればいいのかという問題だと思います。まちづくりの根本に今までは町内会が置かれていて、それが住民自治の元の形でしたが、地区にあるいろいろな団体が加わり、それらのものを調整する組織としてまちづくり協議会が置かれるわけですが、それをどう表現すればいいのでしょうか。それで事務局はそれも住民自治の形の1つという風に考えられたかと思います。もともと町内会のところに住民自治の本来の姿があるというご意見ですが、この辺の調整はどうでしょうか。

(副委員長)

町内会の役割をまちづくり協議会に持ち込むというのはできないですね。内容が違いますし、組織も違います。 (F. 委員)

区長会がまちづくり協議会のようなものに据え付けられれば、返ってその方が良かったと思います。

(委員長)

強い異論がありますが、事務局何かお考えはありますか。

(事務局)

基本的には町内会あるいは区というのが住民自治の基本でありまして、市内 386 町内会ございます。その連合体として 27 地区に連合会がございます。確かにその組織というのは住民自治の縦の流れとして脈々とあって、富士市町内会連合会という富士市全体の組織にもつながってくるものです。こうした中で、地区という単位、おおむね小学校区範囲におけるまちづくりというものを考えたときに、確かに単位町内会の集合体である連合町内会というのは、住民の方の 1 番直近のところで課題を吸い上げやすいところもあります。そうした一方で、地区を単位としていろいろな分野で活動をしている方々がいらっしゃるわけで、そういった方々の多角的な視点で物

事を捉えてまちづくりを考えていく必要もあると考えます。このような考えにより、総合的な住民自治という捉え方をし、当然まちづくり協議会の核のところには町内会の皆さんも入っていただいていますし、生涯学習推進会の皆さんも入っていただいている、その地区という範囲のまちづくりを皆さんで考えていく組織ということで捉えさせていただいています。

(H 委員)

私は今のお話を伺って、「住民自治を総合的に担い」という表現は、あった方がいいのかなと思いました。今の話を聞くと、やっぱりこの表現は大事だと思いました。

(副委員長)

まちづくり課の方で当初考えていた計画の内容にも関係してくると思います。まちづくり協議会の中に住民自治を総合的に担わせることを考えていくと、全ての窓口をこれからまちづくり協議会にするということにつながっていくわけですよね。町内会は手を引きますということですか。まちづくり協議会の1メンバーですよということに将来的にはなっていくということですか。これには問題があります。町内会というのは、極端な言い方をすると、市につながっています。地域にお祭りがあり、いろんな習慣があり、それで町内会というのは成り立っているわけです。これを潰すということは不可能ですよね。潰す必要はないし、潰すべきでないと考えています。その町内会を、まちづくり協議会の1組織団体というような位置付けにして考えていったら、おそらく富士市の住民自治は成り立たなくなります。

(E委員)

おそらく解体します。

(A 委員)

そういう意味で書いたわけではないですよね。

(G 委員)

今、この条例を作る目的の、すごく根本的なお話をされていると思います。行政は、いろいろなまちづくりのことを、これからはまちづくり協議会1本に窓口とするのか、そうではなくて、町内会連合会も今までどおりやっていくのかとなると、地区で混乱が起きると思います。こういうことを行政がやっていくと、将来的に行政の方が困るかと思います。そこのところをしっかり位置付けしていかないと、大変なことになると思います。

(委員長)

最初の構想の中で、町内会とまちづくり協議会の関係のところで、窓口的なところをどこに置くのかという話、 それからまちづくり協議会の会長のポジションというのをどういう風に位置づけるのかというところが、ちょっ と私も良くわからなくなってきました。そのあたりもう少し整理しないと、なかなかこの辺の理解ができないと 思います。

(F 委員)

私は最初からこの仕事に携わっています。平成 24 年 6 月 6 日に、全区長会長とまちづくり推進会議の議長が集められて、富士北まちづくりセンターで富士市まちづくり活動推進計画に関する会議がありました。その時に、今ご意見があったことについて、26 地区に否定されたのです。その後、生涯学習推進会からも反対論が出て、町内会連合会からも異論が出て、それぞれの団体からも異論が出て、それではなかなか進まないというところがスタートだったと思います。それでだんだん雪解けするために、基本的には今ある組織を尊重して、トータルで調整役をまちづくり協議会が担うということで、スタートしているはずです。ですから、この条例を平成 28 年に完成したときに、元に戻してしまうのか、どうなのかという所が非常に大切なことだと私は思っています。当分は、元には戻らないだろうと思います。当初スタートした、平成 24 年 6 月 6 日に展開した時の計画の趣旨とは、今はかなり違っているわけですね。計画が示された時には、まちづくり協議会にすべて統一するということが示されて、異論が出たわけです。そこから 1 年たって、いろんなタウンミーティングをやって、やっとここまで漕ぎ着けてきたわけです。私の地区には 22 団体あるのですが、22 団体を構成団体として今ある団体の活動を

尊重し、お互いに協力できるところは協力していこうよという形になったわけです。当初、まちづくり推進会議という大きな輪があって、その外側に各団体があったわけですが、協力できる所はこの円の中に協力していきましょう、そして、単独でその団体がやる分には今までどおり進めればいいじゃないかという考えです。要するに、協力するところをだんだんと深くしていこうと言って、スタートしているのが今だと思います。だから、そういう意味で、平成 28 年に条例が完成した時に、町内会連合会はどうなる、生涯学習推進会はどうなる、という所が、問題になってくるわけです。今はそれぞれの団体のルールで動いていて、協力し合っているところについては肩を組んでいるだけです。まずはそれをやろうよというのが今のまちづくり協議会の規約です。ですから、28年にこの内容で条例ができると、それを大幅に変える必要があるということになりうる可能性があります。ここは非常に重要なところなので、議論を尽くす必要があると思っています。

(E委員)

区長会を超えて、生涯学習推進会を超えて、まちづくり協議会というものが上にいったときに、それ相応の、 団体の状況というものを把握していなければ、まちづくり協議会の会長は務まりません。

(委員長)

住民自治という言葉を使うときに、基本的には町内会というところが住民自治を実現する1つの大きな空間だというふうに考えられるとして、例えばこれまで生涯学習推進会にしても福祉推進会にしても存在していたわけですね。そこでは地域を豊かにするためにいろいろな活動をしていたと思うのですが、それは住民自治と呼ばないのですか。

(A 委員)

自治まではいかないと思います。

(委員長)

住民の方々が自分たちのいろいろな課題を解決するために、時間をささげたり会費を払ったりしながら、問題を解決しようとして取り組んできたわけですよね。そういうのも住民自治の1つのあるべき姿じゃないかなと思いますが、いかがでしょう。

(F委員)

それは町内会連合会がすべて取りまとめていますよね。我々はまったく手付かずなのです。私の地区では、行 政懇談会に出てきた課題も、町内会連合会から出てきたものを我々が下請けにして、行政とのパイプ役になって いるだけです。

(委員長)

地区の課題を解決しようと、皆さんで力を出し合って、組織体を作っていきますよね。そういう自分たちが抱えている課題や問題を自分たちで解決していくという形、そのものが住民自治の姿だと広く捉えることはいいと思います。

(F委員)

それはそれでいいかと思います。

(委員長)

そうすると、狭義の住民自治と言った場合には町内会というものが入ってくるわけですが、町内会が取り組んでいることをもうちょっと広げて考えてみましょう。例えば生涯学習推進会というのは町内会と直結した組織だというお話ですけれども、そういったいろいろな団体・組織が連携し合いながら地区のいろんな課題を解決しようという新しい器を作るわけですよね。その新しい器を広く捕らえたときに、広義の意味で住民自治と捉えることはできないでしょうか。

(F 委員)

広義の意味では取ろうと思えば取れますね。しかし、地域にとってみると、自治ということに対しては思い入れが違います。

(副委員長)

生涯学習推進会とかいろんな団体については、町内会から派生した組織としてできているのですよ。だから町 内会から離反するわけに行かないのです

(E委員)

生涯学習推進会の役員は、年度が替わると、区の方へ依頼します。区の方では、こういう依頼が来たから、輪番制の中で、生涯学習推進会の何々部の役をやってもらえないかということが当番の人にいくわけです。

(副委員長)

例えば抜いたときに、「地区まちづくり活動を推進するための団体を設置する」ですよね。地区まちづくり活動というのはいろんな団体との住み分けをしながら動いているわけですよね。ですから、そういうことを明確に謳わないでやっていけば、ただ地区まちづくり活動を推進する団体となります。住み分けをしながら、町内会とバッティングしないような形の事業をやっていくことなどができるわけですよね。ところが表向きに、住民自治を総合的に担うのはこの団体だと言われると、違和感を覚えます。

(E 委員)

参画する団体の人たちは、統治される方だとなりかねません。

(委員長)

事務局の皆様、今の委員の皆様のご議論をお伺いいただいてどうですか。この文言を入れるか入れないかという話です。これは非常に大きな課題だと思います。今日のところは保留にしておきますか。それともなにか見解がありますか。

(事務局)

将来を見据えた理念条例ということ、このような文言を挿入させていただいたということです。

(委員長)

では保留にしておきましょうか。事務局の方のスタンスを理解できないわけではないですが、地区の皆様の思いを聞いてみると、この文言については相当違和感があるということです。

(E 委員)

「住民自治を総合的に担い」なんて言ったら、だれがこれを背中に背負ってやりますか。

(F委員)

連合会町内会長の立場の副委員長に、その辺のご意見を伺えれば、すごくすっきりすると思います。

(副委員長)

私は抜いてもいいかなと思っています。いずれにしても、それぞれが住民自治を、それぞれの立場でできる範囲でやっていくということだと思います。

(委員長)

次回事務局の見解を聞かせていただくことにして、これは保留にしておきましょうか。

住み分けの話になると思うのですが、行政懇談会はまちづくり協議会の方が担うのですか。

(事務局)

はい。

(G 委員)

それはもう変わらないですね。

(事務局)

そうですね。

(G 委員)

そうなると、そこのところに私は違和感があります。

(D 委員)

今までまちづくり推進会議がやっていた事業を継承しています。財産も継承しました。

(委員長)

1番重要な議論で、まちづくり協議会そのものの本質に関わる議論だったので、皆さんと合意できるところは合意できたと思います。確認ですが、第1項の、「地区における住民自治を総合的に担い」の部分は保留にして、次回事務局の見解を伺いたいと思います。それから、2項の「まちづくり協議会は次の各号に掲げる要件をすべて」の「すべて」を削除する、それから1号で「地区の市民等の大多数で」の「大多数」を削除する、ということで、他にも、3号4号についても意見が出ましたが、原案のままでいくということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

(全員)

異議なし

(委員長)

今日はここまでとさせていただきます。

6 その他、連絡事項(事務局から連絡)

7 閉会